

令和2年5月12日

学校法人 淳心学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 淳心学園

常勤監事 佐藤 進一

監事 名越 隆雄



監査実施報告書

1. 私たちは当学校法人について、次のような監査を実施しましたので、報告します。

私立学校法第37条第3項及び学校法人淳心学園寄附行為第8条第2項の規定に基づき、学校法人淳心学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、担当理事から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を監査点検するとともに、会計監査人と連携し、計算書類についてその正確性を検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

当学校法人の業務運営に関する決定及び執行は、監査の結果、適切であり、計算書類は会計基準に準拠して作成されており、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収入支出及び財産の状況を正しく表示しております。業務及び財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はない、と認めます。

2. 私たちは、監事の監査項目について、大別すると業務監査と財産監査を実施しました。

(1) 業務監査の主な内容は、理事会の運営に関する事項や理事等の業務執行に関する事項等について、監査項目により必要と思われる視点から監査を行いました。

その結果は適正である、と認定しました。

(2) 財産監査の主な内容は、内部統制の整備状況と期末の財産状況、に関する事項です。内部統制の整備状況は、財産監査に必要と思われる会計監査や予算の執行状況の確認、収入支出の記録は根拠ある事実より行われているか、取引記録は現実の事実を正確に処理しているか、などです。

また重要な項目として、期末の財産状況は、すべての取引や収入支出が会計処理の対象として処理されているか、計算書類や財産目録は真実かつ明瞭に表示されているか、教育研究費や管理経費は適切に区分されているか、証憑書類、決裁書類、請求書、見積書、領収書等は適正に処理されて適切に保管されているか、財産の保管管理状態は適切であるか、決算の整理は適切になされているか、財政状態の健全性は中長期視点から検討されているか、など確認事項は多岐にわたりました。

その結果は、いずれも適正である、と認定しました。

以上

令和 元年度
(2019年度)

監事監査チェック表

自平成 31年 4月 1日～至令和 2年 3月 31日
(令和元年・5月改元)
前期 後期 年間

監事名

常勤監事 佐藤 進一

監事 名越 隆雄



監査項目		監査結果		
		可	否	該当なし
業務監査		—	—	—
(1) 理事会の運営に関する事項		—	—	—
① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないか ② 意思決定過程が合理的か ③ 意思決定内容が法令又は寄附行為などに違反していないか ④ 意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理でないか ⑤ 意思決定内容が理事の利益又は第三者の利益ではなく当学校法人の利益を第一に考えてなされているか ⑥ 理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務、などの義務が履行されているか ⑦ 理事長及び業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか ⑧ 理事会が業務執行理事の監督義務を適切に履行しているか ⑨ 理事会が、内部統制を適切に構築しているか ⑩ その他	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
			○	
(2) 理事などの業務の執行に関する事項		—	—	—
① 理事会決議その他において行われる理事の意思決定が明らかに不合理でないか ② 理事会が業務執行理事の監督義務を適切に履行しているか ③ 理事会の決定に基づき次の内部統制を運営しているか イ 理事及び職員の職務の執行が法令及び寄附行為などに適合することを確保するための体制があるか ロ 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制があるか ハ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制があるか ニ 監事監査の実効性を確保するための体制があるか ホ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制があるか ④ その他	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
	○			
			○	
監事意見	業務監査は監事が担う重要な職務である。本年度をまとめると、おおよそ下記のようなになる。			
	理事会の運営に関する事項としては、①から⑨までの各項目は、いずれも適正であると認定する。理事会の決議、意思決定の仕方に、不合理はなく、理事長他理事の業務執行の状況を適切に報告しており、善管注意義務、忠実義務を履行しており、内部統制を適切に構築している、といえる。			
	理事などの業務執行に関する事項は、①から③までの各項目は、理事会決議や意思決定が合理的であり、理事会は各理事の監督義務を履行している。			
	このほか理事会は理事の執行、決定について、法令や寄附行為に重大な違反はない、と認定する。 以上			

令和 元年度
(2019年度)

監事監査チェック表

自平成 31年 4月 1日～至令和 2年 3月 31日
(令和元年・5月改元)

前期 後期 (年間)

監事名

常勤監事 佐藤 進一

監事 名越 隆雄



監査項目		監査結果		
		可	否	該当なし
財産監査		—	—	—
(1) 内部統制の整備状況に関する事項		—	—	—
	① 会計監査人、内部監査室の監査方針、監査計画は相当か	○		
	② 予算(補正予算を含む)の執行状況は適正か	○		
	③ 期末の収支状況は根拠のある数字に基づき適正になされているか	○		
	④ 取引記録は現実の証憑に基づき正確に記録されているか	○		
	⑤ 固定資産の購入、廃棄、譲渡などの手続きは適正か。	○		
	⑥ その価格は妥当か	○		
	⑥ その他			○
(2) 期末の財産の状況に関する事項		—	—	—
	① すべての収入及び支出が、会計処理の対象とされているか	○		
	② 計算書類(資金収支計算書、活動区分収支計算書、貸借対照表)、財産目録は真実かつ明瞭に表示されているか	○		
	③ 計算書類、財産目録の適法性、合目的性及び整合性について、適正に認識しているか	○		
	④ 適正な勘定科目で処理されているか	○		
	⑤ 予算と決算の差異の分析並びにその年次比較が適切になされているか	○		
	⑥ 教育研究費と管理経費は適切に区分されているか	○		
	⑦ 会計帳簿は適正に作成されているか	○		
	⑧ 証憑書類は適切に保管されているか	○		
	(決裁書、見積書、請求書、及び領収書等)	○		
	⑨ 財産の管理状況は妥当か	○		
	(財務の健全性、特異な支出、資金移動の有無)	○		
	⑩ 固定資産は教育用と管理用に区分され、実在しているか	○		
	⑪ 基本金の組入れ、取崩し、修正は適正になされているか	○		
	⑫ 資産、負債の含み損益は適切に把握されているか	○		
	⑬ 決算整理は適切になされているか	○		
	⑭ 計算書類における脚注表示は適正か	○		
	⑮ 収入超過、支出超過などについて把握し、財政状況の健全性が中長期的視点から検討されているか	○		
	⑯ 後発事象は適切に認識されているか	○		
	⑰ 偶発事象は適切に認識されているか			○
	⑱ その他			○
監事意見		財政状態の適正運営やこの維持管理状況を確認するのは、監事の重要な職務である。 内部統制に関する計画や予算の執行状況、収支状況や取引記録は適正である他、固定資産の処理も適正であると認定する。 期末の財産状況に関することは、収入支出のすべての会計処理が対象とされており、計算書類や財産目録は適法性、整合性が適正であると認識する。 教育研究費と管理経費の区分も適切である他、会計帳簿や証憑書類も適正に作成され、保管されている。 財産の管理状況は妥当である他、決算整理は適切に処理されている。 こうした中で、期中を通じ期末には当学校法人の安定経営に向けて 5年間の中期計画を策定した。 完成年度以降に向けて、創意工夫し時間をかけながら、収支均衡の堅実経営を目指すことにしている。 以上 (追記事項・後発事象) 今般の新型コロナウイルスは、今年度内の法人の計算には影響しないものの、今後 広く国内の学校法人の運営に多大な影響を及ぼす状況にある。 本法人も、この未曾有の学校教育界及び地域経済界に衝撃をもたらす世界的災害に対して 経営面において安定経営に向けて知恵を絞り、新しい考え方を取り入れ 有効な施策の実施が求められている。 この影響については、今後も注視していく。		